

足立区感震ブレーカー等設置推進事業助成申込書兼住民登録等調査閲覧同意書

申請者	(ふりがな) 氏名	
	住所	〒 TEL
	<input type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> 特例世帯（65歳以上を含む・要介護者を含む・障がい者を含む・非課税者のみの世帯）	
	<input type="checkbox"/> 一般賃貸住宅所有者 <input type="checkbox"/> 特例賃貸住宅所有者（65歳以上・要介護者・障がい者・非課税者のみ）	
	<input type="checkbox"/> 建物の所有者であることを確認した。 ※一般・特例賃貸住宅所有者として申請した場合のみ <input type="checkbox"/> 特別区民税の納税を滞納していません	

※申請者の欄については申請者ご本人が手書きしてください

建物概要	住所	東京都足立区	<input type="checkbox"/> 住宅の所在地は、特定地域内です
	家屋の用途	① 戸建住宅 ② 共同住宅（住宅戸数 _____ 戸）	
	家屋との関係	① 居住者 ② 所有者	
設置器具	<input type="checkbox"/> 分電盤タイプ <input type="checkbox"/> 簡易タイプ(高性能型)		
	メーカー名		
	品番		
施工者名 連絡先		住所	
申込個数	個	見積金額	円（消費税抜き）
<input type="checkbox"/> 賃貸住宅の場合（ ①居住者 ②所有者 ）の了承を得ています			
<input type="checkbox"/> 施工者は代理受領が可能のため、助成金の支払いは代理受領を希望します			

私は足立区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付申請にあたり（1については私及び私の世帯員について）、下記の事項を関係職員が調査のため閲覧することに同意します。

- 1 住民登録の状況
- 2 特別区民税の納税状況

年 月 日

足立区長

申請者氏名



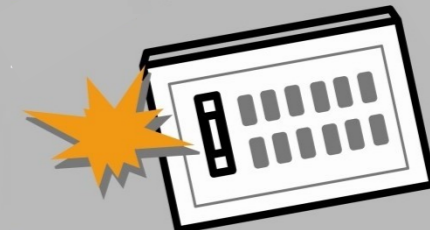
※1 申請者本人が手書きしない場合は記名押印をお願いします。

問合せ先 申込み・申請先	〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 あだちく けんちくぼうさいか たいしんかすいしんだいいち・だいにかり 足立区 建築防災課 耐震化推進第一・第二係 電話03(3880)5317
-----------------	---

感震ブレーカー

最大8万円の助成！

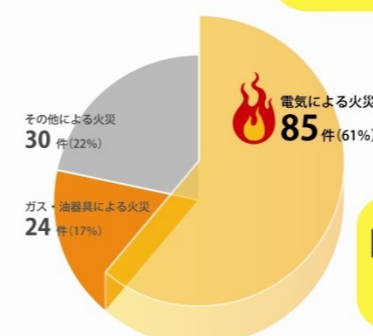
震度5強で
ブレーカーが落ちる



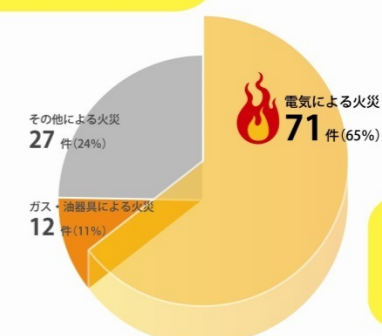
令和元年10月より
新耐震基準も助成対象に
助成条件が緩和！



大規模地震時における火災の発生状況



阪神・淡路大震災
(平成7年1月)



東日本大震災
(平成23年3月)

大規模震災発生時における火災による足立区内の死亡者想定 約300人とされています。
地震による電気火災対策では、**感震ブレーカーが効果的です。**

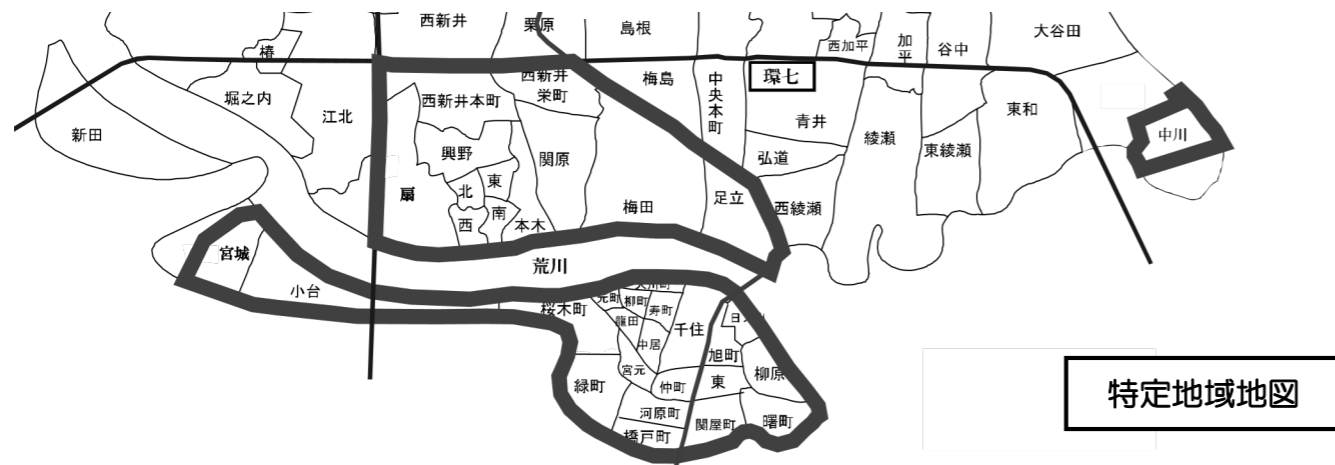


特定地域内にある住宅へ感震ブレーカー等の設置に係る費用の一部を助成します。

STEP 1 助成対象の確認：申込みできるか確認しましょう

1 対象地域：設置を希望する住宅は、特定地域内ですか？

特定地域	千住地域	千住一丁目から五丁目まで、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住東一丁目及び二丁目、千住桜木一丁目及び二丁目、千住緑町一丁目から三丁目まで、日ノ出町並びに柳原一丁目及び二丁目の地域
	中川地域	中川二丁目及び三丁目の地域
	小台宮城地域	小台一丁目及び二丁目並びに宮城一丁目の地域
	本木梅田周辺地域	足立一丁目から四丁目まで、梅田一丁目から八丁目まで、扇一丁目、扇三丁目、興野一丁目及び二丁目、関原一丁目から三丁目まで、西新井栄町一丁目から三丁目まで、西新井本町一丁目から五丁目まで、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町並びに本木一丁目及び二丁目の地域



2 対象：一般世帯または特例世帯ですか？

助成器具、助成率、額

一般世帯	特定地域内にある住宅で 居住する個人もしくは 賃貸住宅所有者（法人を除く）	助成条件 緩和!	分電盤タイプ	設置費用の3分の2 最大5万円まで
			簡易タイプ (高機能型)	設置費用の3分の2 最大8千円まで
特例世帯	一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯 もしくは賃貸住宅所有者 ・65歳以上の方が含まれる ・要介護者が含まれる（要介護3～5） ・障がい者が含まれる （身体障害1～4級、精神障害1～3級、 知的障害愛の手帳総合判定で1～4度） ・非課税者のみ	緩和!	分電盤タイプ	設置費用の 10分の10 最大8万円まで
			簡易タイプ (高機能型)	設置費用の 10分の10 最大1万3千円まで

- 対象建物に居住している確認の住民票は、閲覧同意書を提出すれば区が確認することができます。
- 特例世帯の場合、年齢は世帯全員の住民票により、要介護者・障がい者は各手帳等の写しにより、非課税世帯は足立区が発行する課税証明書により、それぞれ確認します。
- 消費税は助成対象外です。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
- 簡易タイプの設置助成申請は協定を結んだ町会等で行える場合があります。

STEP 2

設置器具・費用の決定：設置するタイプをお選びください。

助成対象の感震ブレーカーは… 震度5強相当の地震をセンサーが感知したときに、警報を発し、約3分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する下記の器具が対象です。

分電盤タイプ	新規分電盤（丸ごと取り替え） 内蔵の感震装置 基本型の設置例	感震装置内蔵の基本型や、既設分電盤のとなりに設置する増設型（後付けタイプ）などがあります。 ・一般社団法人日本配線システム工業会による「感震機能付住宅用分電盤ガイドライン JWDS0007 付2」に適合するものであること。 ・全ての住宅に設置可能で、感震ブレーカーとして標準的なものです。 設置方法：お近くの電気工事店に設置を依頼する。
	既設分電盤（今あるものを再利用） 増設型の感震装置 増設型の設置例	電気工事店をお探しの場合は、下記団体へお問合せください。 東京都電気工事工業組合 足立地区本部 TEL03(3883)7677 ※電気工事店によっては、見積もりが有料の場合があります。
簡易タイプ（高機能型）	平成29年4月より追加 設置例	既設分電盤に感震装置を粘着テープにて貼り付け、内蔵の電池により動作するものです。 ・一般財団法人日本消防設備安全センターの消防防災製品等推奨品であること。 ・既設分電盤の形状によっては、取付けできない場合があります。 費用：1万5千円程度（設置費を含む） 設置方法：区内業者へ設置を依頼する。（施工業者をお探しの場合は、足立区登録木造住宅耐震改修施工者名簿をご参照ください）

STEP 3

手続きのフロー：①から順番に行ってください。

① 見積もり	分電盤タイプ：お近くの電気工事店に、相談と見積もり依頼をしてください。 簡易タイプ（高機能型）：施工業者を選び、見積もり依頼をしてください。
② 申込み	工事を行う前に、必ず申込みを行ってください。※申込書は裏面にございます。 ・申込書に記入し、区へご提出ください。（持参または郵送のみ） ・区で受付け後、助成対象であることが確認できた方へ、申請書一式を郵送いたします。
③ 設置	申請書がお手元に到着後、設置を行ってください。 ・写真（設置前、設置中、設置後）を忘れずに撮影してください。 ・必ず領収書を受け取ってください。
④ 申請	設置完了後、申込みをした年度の1月末までに、申請書をご提出ください。 ・指定の申請書に必要な書類を添えて、区へご提出ください。（持参または郵送のみ） ・書類の審査後、助成が決定した方へ、決定通知書と請求書を郵送いたします。
⑤ 請求	申請をした年度の2月末までに、助成金の請求書を提出してください。 ・指定の請求書に記入し、区へご提出ください。（持参または郵送のみ） ・請求書の受理後、2週間程度で指定口座に振り込みを行います。
⑥ 完了	振り込みをご自身でご確認いただきましたら、今回の助成は 全て完了 となります。